

インボイス方式の消費税導入における「適格請求書発行事業者」の登録申請について

高橋 宏和 (たかはし ひろかず)

高橋宏和会計事務所
公認会計士・税理士



令和2年10月1日に施行された改正消費税法により令和5年10月1日から適格請求書等保存方式が導入されることとなります。これに伴い適格請求書を発行するために必要な「適格請求書発行事業者」の登録受付が令和3年10月1日から開始されることになっています。

本稿では、適格請求書等保存方式の導入に先立って、事業者において必要な適格請求書発行事業者の具体的な登録申請手続きとその期限について確認しておきたいと思います。

〔質問1〕

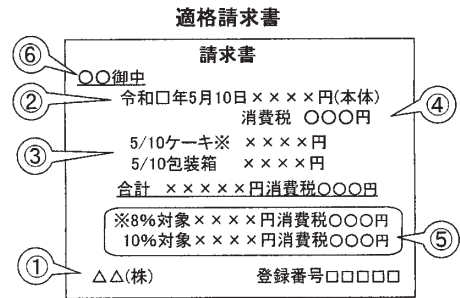
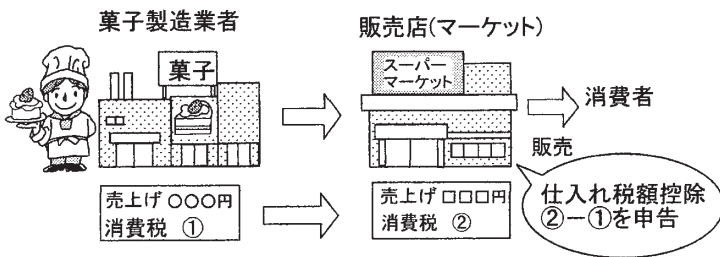
適格請求書等保存方式の概要について教えてください。

〔回答〕

事業者が消費税の納税額を申告納税するということは、課税売上に係る消費税から課税仕入に係る消費税を控除して申告納税するということであり、この控除を「仕入税額控除」といいます。令和5年10月1日からスタートする事業者が事業として行う仕入取引（課税仕入）について仕入税額控除の適用を受けるためには、一定の必要事項を記載した帳簿及び「適格請求書」（インボイスともいいます。）の保存が必要となります。この適

格請求書に記載が必要な事項は、次の①から⑥の通りです。なお、この「適格請求書」には、必要事項が記載された請求書の他に納品書や領収書・レシート等を含みます。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
- ④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等（消費税額及



び地方消費税額に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ)

- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称
以上の記載事項のうち、①の適格請求書発行事業者の登録番号を記載するためには納税地を所轄する税務署長に適格請求書発行事業者の登録申請書(以下「登録申請書」といいます。)を提出し、適格請求書発行事業者として登録を受ける必要があります。

【質問2】

適格請求書発行事業者の登録に必要な条件について教えてください。また、適格請求書発行事業者の登録はいつまでに行う必要がありますか。

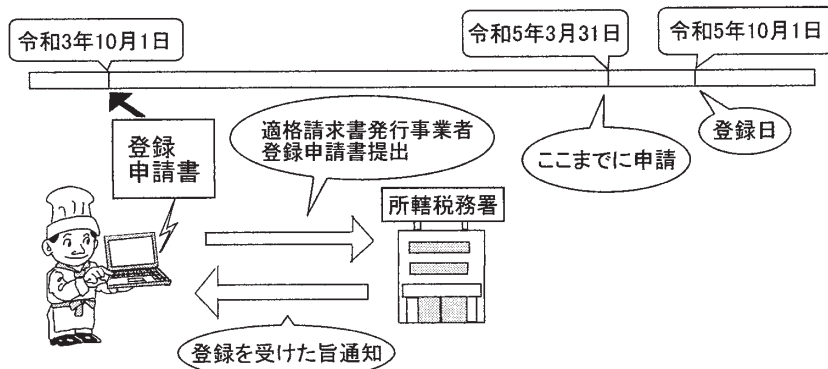
【回答】

「登録」を受けることができる適格請求書発行事業者は、消費税の課税事業者に限られ、納税地を所轄する税務署長に登録申請書を提出する必要があります。この登録申請書は令和3年10月1日より、書面又はe-Taxを利用して提出することになります。

適格請求書発行事業者の登録申請書の提出を受けた税務署長は、適格請求書発行事業者登録簿に法定事項を記載して登録を行い、登録を受けた事業者にその旨を書面(e-Tax提出の場合はe-Taxを通じて)で通知することとされています。登録が完了した事業者の情報(氏名又は名称及び登録番号・登録年月日・法人所在地)はインターネットを通じて公表されるため、事業者間で容易に確認することができます。

登録の効力は、登録完了の通知の有無に関わらず公表された登録日から発生することになって、同日より相手方(課税事業者に限る)の求めに応じて適格請求書の交付義務が生じることとなります。この際に登録日以後の通知日までの間に発行済みの請求書がある場合、適格請求書を改めて発行するか、登録番号等の不足の情報を記載した補足書類を交付する必要があります。

なお、令和5年10月1日より前に登録の通知を受けた場合であっても、登録日は令和5年10月1日となることとされているため、令和5年10月1日までに登録通知を受ければ効力発生日と通知日のタイムラグの問題は生じないこととなります。



また、令和5年10月1日に登録を受けようとする事業者は、令和5年3月31日までに登録申請書を提出することとされていますので、既に課税事業者となっている事業者については、令和3年10月1日以降令和5年3月31日までの間に適格請求書発行事業者の登録申請書を提出することが必要となります。

〔質問3〕

適格請求書発行事業者が、適格請求書発行事業者としての登録を取りやめることはできますか。

〔回答〕

適格請求書発行事業者は、納税地を所轄する税務署長に「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」（以下「登録取消届出書」といいます。）を提出することにより、適格請求書発行事業者の登録の効力を失わせることができます。この場合、原則として、登録取消届出書の提出があった日の属する課税期間の翌課税期間の初日に登録の効力が失われることとなりますが、登録取消届出書をその提出のあった日の属する課税期間の末日から起算して30日前の日から、その課税期間の末日までの間に提出した場合は、その提出があった日の属する課税期間の翌々課税期間の初日に登録の効力が失われることとなります。つまり、適格請求書発行事業者を取りやめたい課税期間の前の課税期間の末日から30日より前までに登録取消届出書を提出する必要があるため注意が必要です。

また、以下の場合には税務署長は適格請求書発行事業者の登録を取り消すことができることとされています。

- ① 1年以上所在不明であること
- ② 事業を廃止したと認められること
- ③ 合併により消滅したと認められること
- ④ 消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処されたこと

〔質問4〕

当社は免税事業者ですが、適格請求書発行事業者の登録は必要でしょうか。

〔回答〕

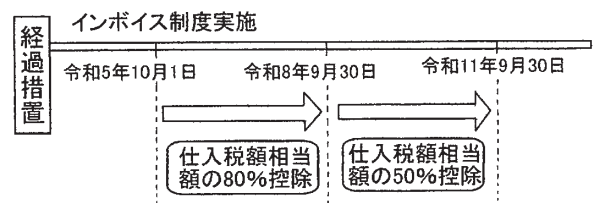
適格請求書発行事業者の登録を受けるかどうかは事業者の任意ですが、現在免税事業者である者が適格請求書発行事業者の登録を受けるためには課税事業者になる必要があります。

適格請求書等保存方式の下では、適格請求書発行事業者以外の者（消費者免税事業者又は登録を受けていない課税事業者）からの仕入れについては、仕入税額控除のために保存が必要な請求書等の交付を受けることができないことから、仕入税額控除を行うことができません。取引相手が一般消費者や免税事業者で、課税事業者以外の者である場合には、適格請求書を交付する必要が無いので、適格請求書発行事業者の登録を行う必要はありません。

また、適格請求書等保存方式導入から一定期間は、適格請求書発行事業者以外の者からの仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。経過措置の概要は以下の表①の通りです。

【表① 適格請求書発行事業者以外からの仕入れに関する経過措置】

適用される期間	仕入控除できる割合
令和5年10月1日から 令和8年9月30日まで	仕入税額相当額の80%
令和8年10月1日から 令和11年9月30日まで	仕入税額相当額の50%



なお、この経過措置の適用を受けるためには、次の事項が記載された帳簿及び請求書等の保存が要件となります。

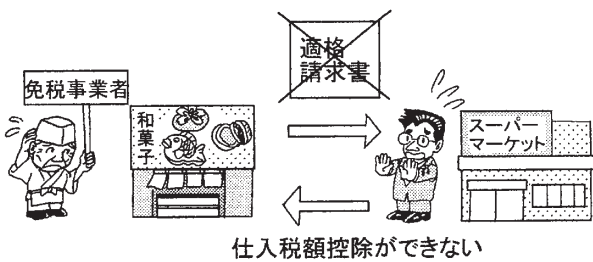
1 帳簿の記載要件

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容（課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨）及び経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

2 請求書等の記載要件

- ① 書類の作成者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
- ④ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の税込価額
- ⑤ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

以上のことから現況で免税事業者の場合においては適格請求書発行事業者の登録の必要性やその時期について個々の取引相手との取引状況に応じて判断する必要があります。



〔質問5〕

当社は現在免税事業者ですが、免税事業者が適格請求書発行事業者となるために必要な手続きと提出期限について教えてください。

〔回答〕

免税事業者がこの登録を受けるためには、原則として、消費税課税事業者選択届出書（以下「課税選択届出書」といいます。）を提出し、課税事業者となる必要がありますが、登録日が令和5年10月1日の属する課税期間中である場合は、課税選択届出書を提出せずに登録を受けることが可能で、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています。

なお、この経過措置の適用を受けない課税期間に登録を受ける場合については、原則どおり、課税選択届出書を提出し、課税事業者となる必要があります。この際に、免税事業者が課税事業者となることを選択した課税期間の初日から登録を受けようとする場合は、その課税期間の初日の前日から起算して1月前の日までに、登録申請書を提出しなければならないので注意が必要です。

また、適格請求書発行事業者となった場合、その基準期間における課税売上高が1,000万円以下となった場合でも免税事業者とならず、登録取消届出書を提出しない限り消費税の申告が必要となるため注意が必要です。

以上のとおり令和3年10月1日から適格請求書発行事業者の登録申請がスタートしますが、適格請求書等保存方式の適用開始となる令和5年10月1日から対応するためには遅くとも令和5年3月31日までに適格請求書発行事業者となるための登録申請書の提出が必要となります。登録申請手続きの失念や遅れにより適格請求書等が発行できない事態とならないように事前の準備と速やかな登録申請が必要になります。